

**教育委員会事務局 学校運営支援センターにおける
補助作業（行政）に従事する会計年度任用職員募集要項**

1 業務内容

- ・児童生徒就学援助に係る申請受付・認否通知業務に関する補助（主に内容確認、通知書封入作業）
- ・就学援助費等支給業務に関する補助
- ・関係書類整理業務補助
- ・その他必要な事務

2 募集人数

- ・採用区分1：2名
- ・採用区分2：3名

3 応募資格

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、日本国籍を有しない方の受験はできません。

4 任用期間

- ・採用区分１：令和７年７月１日（火曜日）～令和７年８月３１日（日曜日）
- ・採用区分２：令和７年８月１日（金曜日）～令和７年８月３１日（日曜日）

5 勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前９時００分～午後５時１５分（週４日勤務）【休憩時間４５分】

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、火曜日から木曜日のうち本市が指定する日

（３）勤務場所

大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

（４）報酬等

報酬（日額）：週４勤務・・・9,813円

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和７年５月９日時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（５）社会保険

雇用保険

（６）服務

- ・地方公務員法及び大阪市職員基本条例が規定する服務及び懲戒の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）は職務に支障がない限りにおいて可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されます。

(7) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年6月11日(水)～12日(木)のうち本市が指定するいずれかの日

午前10時00分から午後5時00分(受付は午前9時30分から)

場所：学校運営支援センター(大阪市西成区天下茶屋1-16-5)の会議室等

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。

なお、郵便等の場合は必ず簡易書留(又は簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- 1 学校運営支援センター 補助作業(行政)に従事する会計年度任用職員採用申込書
1通
※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
※採用申込書は本市所定の様式に限ります。
- 2 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通
※必ず宛先を記載してください。(切手の貼付は不要)
- 3 申し立て書

9 採用申込書の受付期間等

- 1 持参する場合

ア 申込み期間

令和7年5月12日(月曜日)から令和7年5月30日(金曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5 2階

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）

2 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和7年5月12日（月曜日）から令和7年5月30日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記1イと同じ

10 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年6月4日（水曜日）に受験者本人あてに郵便で通知します（電話でご連絡を差しあげる場合もございますので、ご了承ください）。

なお、令和7年6月10日（火曜日）午後1時までに届かない場合は同日午後5時までに大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）へ連絡してください。

11 結果の発表

- ・ 合否については、受験者本人あてに送付します。
- ・ 受験者本人以外にはお知らせできません。

12 その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

13 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

電話：06-6115-7647 ファックス：06-6115-8170

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと